

京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱

制定	平成 21 年 3 月 31 日
改正	平成 21 年 4 月 17 日
改正	平成 22 年 4 月 1 日
改正	平成 23 年 4 月 1 日
改正	平成 24 年 4 月 2 日
改正	平成 26 年 4 月 1 日
改正	平成 26 年 11 月 1 日
改正	平成 28 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 4 月 1 日
改正	令和 3 年 4 月 1 日
改正	令和 4 年 4 月 1 日
改正	令和 5 年 4 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 1 日
改正	令和 7 年 6 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車等の放置を防止し、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資する自転車等駐車場の整備を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、自転車等駐車場とは、一定の区画を限って設置される自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車のための施設をいう。

(交付の対象等)

第 3 条 助成金の交付対象事業は、民間の自転車等駐車場の新設、増設及び再整備であり、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 自転車等駐車場の設置の目的が不特定多数の者の利用に供するものであること。また、原動機付自転車又は自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこととし、原動機付自転車及び自動二輪車を収容する場合には、全体の収容台数の 2 分の 1 以上を自転車の駐車が可能とすること。
- (2) 自転車等駐車場の位置は、鉄道駅又はバス停留所から概ね 250 メートル以内、又は立地等について市長が適当と認めるものであること。
- (3) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 5 条第 2 項（鉄道事業者の協力義務）に基づき、整備するものでないこと。
- (4) 京都市が出資金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人（本市からの補助金、委託料その他の支出、人的援助の状況等本市と法人との関係から判断して、本市が主体的に指導等を行う必要がない法人として市長が定めるものを除く。）により整備するものでないこと。
- (5) 自転車等駐車場を、助成金の交付額決定に関する通知日（条例第 19 条に規定する通知の日とする。以下同じ。）から継続して 5 年以上運営すること。
- (6) 自転車等駐車場の位置、構造及び設備について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものであること。
- (7) 自転車等駐車場整備の工事着手は、第 6 条に規定する交付対象事業への指定決定以後に行うものであること。
- (8) 自転車等駐車場の運営及び構造等に関し、市長が適当と認めるものであること。

- (9) 条例第11条第1項第2号に規定する中止又は廃止により第7条又は第9条に規定する申請が1年以内にされた事業でないこと。
- (10) 自転車等駐車場に防犯カメラの設置、その他安全対策を実施すること。
- 2 過去に本要綱に基づく助成金を受けて整備された自転車等駐車場の再整備は、前項の規定に加え以下の要件を備えていなければならない。
- (1) 既存の自転車等駐車場が、前回の助成金の交付額決定に関する通知日から継続して5年以上運営したものであること。
- (2) 主要な駐輪設備を一体的に更新する整備であること。
- (3) 既存の自転車等駐車場と比べて、利用者の利便性又は安全性の向上が図られるものであること。
- (4) 既存の自転車等駐車場の状況を踏まえ、市長が適当であると認めるものであること。
- 3 市長は、別に定める民間自転車等駐車場整備助成対象事業の選定基準により、条例第10条各項の規定による決定をするものとする。

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、「自転車等駐車場設置のための土地取得費を除く建設費及び駐車器具整備費の合計額」又は「別表第1に掲げる標準整備費により算出した額」のいずれか低い額に2分の1を乗じた額とする。ただし、当該年度の予算の範囲内で支出できる額とする。
- 2 助成金の限度額は、600万円とする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円単位に切り捨てる。

(交付の申請)

- 第5条 条例第9条の規定による申請は、民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業指定申請書（第1号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 自転車等駐車場位置図
- (2) 自転車等駐車場敷地面積求積図
- (3) 自転車等駐車場平面図又は各階平面図
- (4) 見積書（内訳書を含む。）の写し
- (5) 土地登記簿謄本（借地の場合は、賃貸借契約書の写し及び土地所有者の自転車等駐車場設置に係る承諾書）
- (6) 自転車等駐車場が不特定多数の者の利用に供すると確認できるもの（利用案内又は約款等）
- (7) その他市長が必要と認め指示する書類
- 2 事業を行う法人等は、助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象事業に要する費用（以下「助成対象経費」という。）に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に助成対象経費に占める助成金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(標準処理期間)

- 第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

- 第7条 条例第11条第1項第1号及び第2号による助成事業等の内容の変更又は中止に係る市長の承認の申請は、民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業変更等申請書（第2号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による報告は、自転車等駐車場の開設後速やかに、民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業工事完了届(第3号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 請求書(内訳書を含む。)の写し
- (3) 領収書の写し(納付済みの場合に限る。)
- (4) 建築確認済証及び検査済証の写し(建築物設置の場合に限る。)
- (5) 工事完成図面及び写真
- (6) その他市長が必要と認め指示する書類

- 2 助成事業者は、前項の届出を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。なお、前項の届出を行う時点で仕入控除税額が確定していない場合には、確定後速やかに第7号様式により同金額を市長に報告しなければならない。
- 3 助成金の請求は、民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業助成金交付請求書(第8号様式)により、条例第19条の規定による通知を受けた日の属する年度の期末までに行わなければならない。

(施設の変更又は事業の廃止の協議)

第9条 助成事業者は、助成金の交付額決定に関する通知日から5年以内において、民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業指定申請書(第1号様式又は第2号様式)の自転車等駐車場整備事業の概要を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、民間自転車等駐車場変更・廃止届(第4号様式)により、事前に市長と協議しなければならない。

(承継)

- 第10条 相続・譲渡その他の事由により、助成事業者から自転車等駐車場を取得した者は、民間自転車等駐車場地位承継届(第5号様式)に当該自転車等駐車場を引き継いだことを証する書類を添付し、市長に届けることにより、助成措置を承継することができる。
- 2 前項の規定による助成措置を承継しようとする者は、引き継いだ日から3箇月以内に市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

- 第11条 条例第22条に規定する助成金の交付を取り消す場合においては、自転車等駐車場の運営期間(自転車等駐車場開設日(第3条第2項による再整備の場合は、当該自転車等駐車場の工事が完了し、運営を再開した日)から助成金の返還の事由が生じた日までをいう。)に応じて、別表第2に掲げる額の全額又は一部の額を助成事業者に戻還させることができる。ただし、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2 市長は、第9条に規定する施設の変更又は事業の廃止に伴い、変更等後の施設の収容台数に応じて、別表第1に掲げる標準整備費に2分の1を乗じた額が、交付した助成金の額を下回ったときは、前項の規定の例により、別表第3に掲げる額の全額又は一部の額を助成事業者に戻還させることができる。
 - 3 市長は、第8条第2項に基づく報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

- 第12条 助成事業者は、助成金の交付額決定に関する通知日から5年以内において、民間自転車等駐車場運営状況報告書(第6号様式)により、年度ごとの運営状況を毎年4月末日までに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、この要綱を施行するため必要な限度において、助成事業者に自

転車等駐車場の運営に関する資料の提出を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月16日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月31日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年1月15日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月3日)

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２１日）

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和７年６月１３日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

別表第1（第4条及び第11条）

形 式	1台当たりの設備費	標 準 整 備 費
平 面 式	60,000円	1台当たりの設備費に収容台数を乗じた額（原動機付自転車及び自動二輪車については、1台につき自転車1.5台分として計算する。）
立 体 式 （機械式を含む。）	100,000円	

備考 立体式とは2階建て以上の建築物をいい、機械式とは機械収納型をいう。

別表第2（第11条関係）

運 営 期 間	助 成 金 の 返 還 額
3年に満たないとき	助成金の交付額の全額に相当する額
3年以上4年未満のとき	助成金の交付額の2分の1に相当する額
4年以上5年未満のとき	助成金の交付額の3分の1に相当する額

別表第3（第11条関係）

運 営 期 間	助 成 金 の 返 還 額
3年に満たないとき	助成金の交付額の全額に相当する額と助成金の交付額の全額に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
3年以上4年未満のとき	助成金の交付額の2分の1に相当する額と助成金の交付額の2分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
4年以上5年未満のとき	助成金の交付額の3分の1に相当する額と助成金の交付額の3分の1に相当する額に、施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額

(第1号様式) (第5条関係)

民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業指定申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

民間自転車等駐車場整備助成金の交付対象事業への指定を受けたいので、京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第5条の規定により、申請します。

自転車等駐車場整備事業の概要		
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
敷地の所有状況	☐ 所有 ☐ 借地	
自転車等駐車場の位置	☐ 駅から約 m ☐ 市長が適当と認める地域 (具体的地域:)	
区分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 再整備	
自転車等駐車場の規模	自転車	原動機付自転車及び自動二輪車
収容台数	台	台
ラック等の設置	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
面積	m ²	m ²
自転車等駐車場の形状	☐ 平面式 ☐ 立体式 (機械式を含む。)	
開設日 (予定日)	年 月 日	
建設費及び駐車器具整備費	円	
交付申請額	円	
料金体系	☐ 時間貸し () ☐ 1日1回 () ☐ 定期 ()	
管理方式	☐ 有人管理 ☐ 自動ロック式 ☐ ゲート式 ☐ その他 ()	
その他	☐ 当該自転車等駐車場は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項 (鉄道事業者の業力義務) に基づき、整備する事業ではありません。	
備考		

注 該当する口には、✓印を記入してください。

民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業変更等申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業の変更等の承認を受けたいので、京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第7条の規定により、申請します。

申 請 の 内 容	☐ 変更 (以下、変更後の概要事項を記入してください。)
	☐ 中止 (理由：今後1年間、当該助成金の交付対象事業として申請できない旨、承諾します。氏名)

変更後の自転車等駐車場整備事業の概要		
自 転 車 等 駐 車 場 の 名 称		
自 転 車 等 駐 車 場 の 所 在 地		
敷 地 の 所 有 状 況	☐ 所有 ☐ 借地	
自 転 車 等 駐 車 場 の 位 置	☐ 駅から約 m ☐ 市長が適当と認める地域 (具体的地域：)	
区 分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 再整備	
自 転 車 等 駐 車 場 の 規 模	自転車	原動機付自転車及び自動二輪車
収 容 台 数	台	台
ラック等の設置	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
面 積	m ²	m ²
自 転 車 等 駐 車 場 の 形 状	☐ 平面式 ☐ 立体式 (機械式を含む。)	
開 設 日 (予 定 日)	年 月 日	
建設費及び駐車器具整備費	円	
交 付 申 請 額	円	
料 金 体 系	☐ 時間貸し () ☐ 1日1回 () ☐ 定期利用 ()	
管 理 方 式	☐ 有人管理 ☐ 自動ロック式 ☐ ゲート式 ☐ その他 ()	
そ の 他	☐ 本自転車等駐車場は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項 (鉄道事業者の業力義務) に基づき、整備する事業ではありません。	
備 考		

注 該当する□には、✓印を記入してください。

(第3号様式) (第8条第1項関係)

民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業工事完了届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

工事が完了しましたので、京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

自転車等駐車場整備事業の概要		
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
自転車等駐車場の規模	自転車	原動機付自転車及び自動二輪車
収 容 台 数	台	台
形 状	☐ 平面式 ☐ 立体式 (機械式を含む。)	
開 設 日	年 月 日	
建設費及び駐車器具整備費	円	
備 考		

注 該当する□には、✓印を記入してください。

(第4号様式) (第9条関係)

民間自転車等駐車場変更・廃止届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第9条の規定により、届け出ます。

届 出 の 内 容	☐ 変更 ☐ 廃止
変 更 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日

変更・廃止内容等	
自 転 車 等 駐 車 場 の 名 称	
自 転 車 等 駐 車 場 の 所 在 地	
助成金の交付額決定に関する通知日	年 月 日
変 更 ・ 廃 止 事 項	
変 更 ・ 廃 止 理 由	
備 考	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

(第5号様式) (第10条関係)

民間自転車等駐車場地位承継届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

自 転 車 等 駐 車 場 の 名 称		
自 転 車 等 駐 車 場 の 所 在 地		
承継前の 設 置 者	氏名 (法人にあっては名称)	
	住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	
承 継 が あ っ た 日		年 月 日
承 継 の 事 由		
備 考		

民間自転車等駐車場運営状況報告書

京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第12条の規定により、報告します。

自転車等駐車場の概要		
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
報告者の連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

運 営 状 況 (年度 半期分)					
収 入		月 分	円	月 分	円
内 訳	時間貸し		円 (人)		円 (人)
	1日1回		円 (人)		円 (人)
	定期利用		円 (人)		円 (人)
支 出			円		円
収 支			円		円
備 考					
収 入		月 分	円	月 分	円
内 訳	時間貸し		円 (人)		円 (人)
	1日1回		円 (人)		円 (人)
	定期利用		円 (人)		円 (人)
支 出			円		円
収 支			円		円
備 考					
収 入		月 分	円	月 分	円
内 訳	時間貸し		円 (人)		円 (人)
	1日1回		円 (人)		円 (人)
	定期利用		円 (人)		円 (人)
支 出			円		円
収 支			円		円
備 考					

注 報告は、上半期分・下半期分に分けて2枚提出してください。

(第7号様式) (第8条第2項関係)

京都市民間自転車等駐車場整備助成金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第8条第2項の規定により、報告します。

自転車等駐車場整備事業の概要	
自 転 車 等 駐 車 場 の 名 称	
自 転 車 等 駐 車 場 の 所 在 地	
助 成 金 額 (市長が交付決定通知書により通知した額)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要 助 成 金 返 還 額)	円
備 考	

(第8号様式) (第8条第3項関係)

民間自転車等駐車場整備助成金交付対象事業助成金交付請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 — —

工事が完了しましたので、京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱第8条第3項の規定により、助成金の交付を請求します。

自転車等駐車場整備事業の概要		
自転車等駐車場の名称		
自転車等駐車場の所在地		
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
自転車等駐車場の規模	自転車	原動機付自転車及び自動二輪車
収 容 台 数	台	台
形 状	☐ 平面式 ☐ 立体式 (機械式を含む。)	
助成金の交付額決定に関する通知日	年 月 日	
建設費及び駐車器具整備費	円	
備 考		

請 求 金 額	円
---------	---

振 込 口 座	金融機関名		店舗名		預金種目		口座番号								
					☐ 普通 (総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他										
	口座名義 (フリガナ)														
	口座名義 (漢字等)														

注 該当する□には、✓印を記入してください。